



保福第216-4号
令和4年8月9日

鹿児島市保健所長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
保健医療福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る通知等について（依頼）

本県の保健医療行政につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。
今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等から下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴職におかれましても趣旨を御理解の上、下記3の団体のいずれにも属さない医療機関（病院、診療所）に対し周知して下さるようよろしくお願い申し上げます。

記

1 通知等

(1) アセトアミノフェン製剤の安定供給について

（令和4年7月29日事務連絡 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課）

(2) 効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策の徹底について

（令和4年8月5日事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医政局総務課、地域医療計画課）

2 通知等を掲載する県ホームページのアドレス

ホーム > 健康・福祉 > 医療 > 医師・医療機関 > 行政情報（通知など） > 令和4年度（上半期）
<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/r4tuutikami.html>

3 別途依頼済みの団体等

鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、県内各市郡歯科医師会、鹿児島大学病院、
県内徳洲会系列病院・診療所、県立病院

【連絡先】

医務係

TEL:099-286-2707

事務連絡
令和4年8月5日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症対策については、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」（令和4年7月5日付け事務連絡）において、「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について」（令和4年6月20日付け事務連絡）及び「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版」（令和3年11月22日日本環境感染学会）（以下「6月20日付け事務連絡等」という。）を改めて御紹介し、以下の点などをお示ししてきたところです。

- ・外来でコロナ疑い患者を診療する場合は、インフルエンザ流行時に準じた対応（空間的/時間的隔離、換気、マスク、優先診察などによる対応）が可能であること
- ・様々な状況に応じた个人防护具の選択
- ・病棟単位のゾーニングを行わなくても、病室単位でのゾーニングによる柔軟で効率的な病床の活用が可能であること

こうした中、「フルPPE（マスク・手袋・帽子・ガウン）を必須としたり、病棟単位のゾーニングの施設が多い」や、「時間・空間的分離を厳格に実施している外来施設が多い」など、6月20日付け事務連絡等の内容が十分に浸透していない旨の指摘もなされております。

つきましては、6月20日付け事務連絡等でお示した取組を参考に、地域の医療機関で感染管理措置を講じる体制の構築が一層進むよう、改めて同事務連絡を貴管内の医療機関等や地域の医師会等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

（参考）

「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について」（令和4年6月20日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000953531.pdf>

事務連絡
令和4年7月29日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

アセトアミノフェン製剤の安定供給について

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、その治療薬であるアセトアミノフェン製剤の需要が急増していると承知しています。

については、別添の日本小児科学会からのアセトアミノフェン製剤の安定供給に関する要望等をふまえ、小児など必要とされている方へ安定的に継続してアセトアミノフェン製剤を供給することができるよう、下記のと通りの対応について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. アセトアミノフェン製剤については、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみのお購入をお願いしたいこと。
2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。

その際、1. と同様に買い込みを厳に控えていただきたいこと。

（参考）

新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_forever_ga_00004.html#Q22

令和4年7月29日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

公益社団法人 日本小児科学会
会長 岡 明



小児用アセトアミノフェンの安定供給に関する要望書

日頃より小児医療にご理解ご高配いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、診療に必要となる薬剤の需要が増加している状況から、薬剤によっては供給不足が懸念をされております。

小児、特に乳幼児においては、感染に伴う発熱に対する解熱剤としては、ほぼアセトアミノフェンのみが使用されております。これは、他の解熱剤の使用が急性脳症の発症に関連することなどから、安全性の観点よりアセトアミノフェンを第一選択として、診療が行われております。

現在、多くの乳幼児を含む小児が新型コロナウイルス感染症に感染をしており、その診療にアセトアミノフェンの必要度は高く、もし安定供給に問題が生じると小児医療に多大な影響を与えることとなります。

こうした特殊な小児医療の状況をご理解いただき、小児用のアセトアミノフェン製剤の安定的な供給を国として確保いただきます様に要望を致します。